

令和5年第3回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月14日（火）午後2時00分から午後2時27分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員（10人）

	2番	笹山	勝彦
	3番	荒道	秀雄
	4番	鹿原	仁
	7番	浜谷	秀雄
	8番	長根	義則
	9番	久保	雅庸
	11番	郷州	公典
	12番	土橋	剛
会長職務代理者	13番	横道	文男
会長	14番	百目木	憲一

4. 欠席委員（4人）

	1番	坂	政和
	5番	堰合	とし
	6番	阿部	範彦
	10番	中城	司

5. 出席農地利用最適化推進委員（7人）

石鉢地区	森	正浩
金山沢地区	向井	成男
鳥屋部地区	堰合	繁
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	上山	清治
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員（2人）

田代地区	水合	達徳
道仏地区	糸坪	岩雄

6. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第2号 階上町の農地賃借料情報について

第4 議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の
転用許可について

第5 議案第6号 非農地証明申請について

第6 議案第7号 令和5年度農作業標準賃金の設定について

7. 農業委員会事務局職員

参 事（事務局長） 西 山 圭 一

総括主幹（事務局次長） 森 淳

8. 総会の概要

事務局	<p>それでは、令和5年第3回農業委員会総会を開催します。 修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。 直れ。</p>
委員	<p>農業委員会憲章唱和を唱和します。 それでは、最初からご一緒にお願いいたします。 (農業委員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ご着席ください。 はじめに会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>大変お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。前回の委員会で承認いただきました件について、今月の広報にのっております、農業委員および農業推進委員の募集についてとなっておりますので、それらを見て、各地区で継続していただけるように選任していただければと考えております。本日は、案件たくさんございますので事務局の説明をいただきながら進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、会に先立ちまして先ほどもお話しましたけども、今日の総会資料は机にあげておいた資料で、進めてまいりますので、お持ちになった資料は封筒に入れたままで保管しておいていただきたいなと思います。あと皆様への手当、報酬の方も今進めている段階で後ほどお話しますが3月24日には3月分までお支払いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。 それでは、総会のほうに入っております。 階上町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、会長が議長になることになっておりますので、百目木会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員9名、農地利用最適化推進委員7名です。農業委員の数が過半数に達しておりますので、令和5年第3回階上町農業委員会総会を開催します。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。 日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。</p>

	<p>会議録署名委員は、議長において、2番 笹山委員、13番 横道委員を指名します。</p> <p>日程第2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定します。</p> <p>日程第3、報告第2号「階上町の農業賃借料情報について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号について朗読いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。【議案朗読】</p> <p>報告第2号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>本報告は町内農地の賃貸借について、農地法第3条に基づき賃借を実施している価格について過去5年間の平均により情報を提供するものです。今回は平成30年1月から令和4年12月までの期間で賃貸借された農地について対象としたものです。</p> <p>田について令和4年は取引例がなく、平成29年の年額3,000円が対象外となることにより対象事例数減少のため2,000円の増額となったものです。</p> <p>次に普通畑ですが、令和4年4件、年平均額5,450円の取引例があり、平成29年の年額4,700円が対象外となることにより対象事例数減少のため昨年度より200円の減となったものです。</p> <p>平成30年まで年額5,000円前後で推移してきましたが、令和元年のハウス用地の賃貸借が10aあたり15,000円と近年にない高額な契約となったことにより令和2年中の平均が年4,200円、令和3年中の平均が2,975円、令和4年中の平均が年5,450円でしたが、いまだに消化することできない状況で昨年より200円減となったものの、年額6,400円となっているものです。</p> <p>以上で朗読ならびに詳細説明をおわります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

事務局	<p>無いようですので、報告第 2 号「階上町の農地賃借料情報について」の件を終了します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 5 号について朗読いたします。【議案朗読】</p> <p>議案第 5 号の詳細について説明いたします。 本案の番号 1、2 は、譲受人が譲渡人より用地を買い取り発電事業を行う計画であり、その売買について申請となったものです。 番号 1 は、道路と道仏中学校に隣接した孤立した、概ね 10ha 未満の小規模の生産性の低いその他の 2 種農地として判断するものです。 番号 2 についても、住宅地に隣接し、道仏小学校、道仏中学校それぞれから 270m 圏内、高速道路の I.C から 650m、国道 45 号に並行する道路に隣接しており、道路内に 2 種類以上の埋設管があれば第 3 種農地と判断できる農地ですが、隣接している道路には埋設管が敷設されていないことから、その他の農地である第 2 種農地と判断するものです。 番号 1、2 とも日照条件や事業費、用地確保の面から検討し本申請地とすることが、事業計画上適当と判断し、許可相当とするものです。</p> <p>番号 3 については、譲受人が用地を買い取り、河川切替えの工事を行う計画であり、その売買について申請となったものです。 今回、切替を計画している松館川は、八戸鉱山株式会社の採掘場のすぐ脇を流れており、採掘場は河川より下をすり鉢状に採掘していることから氾濫時に採掘場が水没する可能性があり、また切替上流部には金山沢集落がありそちらへの被害も予想されるため、現在の湾曲部を直線に切替、氾濫しにくい形状に変えるものです。 対象となる農地に関しては、農振農用地内ですが、河川工事のために農地転用するものであり、「農業振興地域整備に関する法律第 15 条の 2 第 1 項 11 号の農用地区域内における開発行為の制限の適用除外に該当するため、農用地区域の除外申請は必要となりません。 また、近隣の農地への影響については申請地を含むその周辺一帯の農地は山林委囲まれており孤立した農地となっており、農用地の集団化や他農用地の農作業効率を阻害しないと思われ、影響なし、と判断</p>
-----	---

	<p>するものです。</p> <p>また、河川法に伴う河川切替工事の承認申請も行われており承認案件となることから許可相当と判断するものです。</p> <p>以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の浜谷委員と向井推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。はじめに浜谷委員をお願いします。</p>
委 員	<p>3月2日午後2時から百目木会長、西山事務局長、森事務局次長、糸坪推進委員、自分と中城行政書士、譲渡人の7名で現地を確認しました。詳細については事務局のとおりでございます。審議のほうをよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、向井推進委員よりお願いいたします。</p>
委 員	<p>3月2日午後3時から百目木会長、西山事務局長、森事務局次長、堰合農業委員、自分と譲受人2名の7名で現地確認しました。詳細については事務局の説明のとおりです。審議のほうよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>ないようですので、採決いたします。議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第5、議案第6号「非農地証明申請について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号について朗読いたします。</p>

	<p>4 ページをご覧ください。【案件朗読】</p> <p>議案第 6 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、農地所有者から農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないこと非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案するものです。</p> <p>番号 2 について申請地は赤保内字茨島地内の畑 2 筆の申請となります。どちらの農地も農業振興地域内の農地です。いずれも令和 5 年 2 月 21 日に、所有者から申請があり、昭和 50 年頃にクリを植林したが、20 年以上前から管理もできず、山林化し、今後担い手もないことから、農地に復元することが困難である土地である旨の申請がありました。</p> <p>平成 22 年の航空写真でも当時から山林化している点等確認しております。令和 5 年 3 月 2 日に現地確認を行いました。申請のとおりクリ以外の樹木も樹齢 20 年～30 年程の木が樹生し山林化していることを確認しました。以上のことから農地法の運用についての第 4 の (4) の再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に該当し、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として判断するものです。</p> <p>以上で議案の朗読、説明を終わります。</p> <p>議長 ありがとうございます。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の桑原推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委員 3 月 2 日午後 2 時 30 分から百目木会長、西山事務局長、森事務局次長、坂農業委員、私と大村土地家屋調査士の 6 名で確認いたしました。詳細については事務局のとおりでございますので、審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、採決いたします。議案第 6 号「非農地証明申請について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、議案第 6 号「非農地証明申請について」の件は、原案のとおり承認します。</p>
--	---

事務局	<p>次に日程第 6、議案第 7 号「令和 5 年度農作業標準賃金の設定について」の件を議題といたします 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第 7 号について朗読いたします。 6 ページをご覧ください。【案件朗読】</p> <p>議案第 7 号の詳細について説明いたします。 本案は、令和 4 年度の当町の農作業標準賃金を設定するために提案しているもので、時間単価については、県で定める最低賃金の価格を下回ることの無いよう調整しているものです。本年度の青森県最低賃金は、昨年 10 月 5 日より 1 時間 853 円となっており、8 時間労働の場合には、6,824 円となり、昨年度の 8 時間労働 6,576 円と比較して、248 円増額となりましたが、本賃金を公表するにあたり 100 円単位として 100 円未満切上げとしておりますので、昨年度の 6,600 円から 300 円増額の 8 時間労働 6,900 円とするものです。 その他の項目については、変更せず前年度同額としております。 以上で、朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、採決いたします。議案第 7 号「令和 5 年度農作業標準賃金の設定について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、議案第 7 号「令和 5 年度農作業標準賃金の設定について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。 以上をもちまして、令和 5 年第 3 回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。 礼。 直れ。 ご着席ください。</p> <p>令和 5 年 3 月 14 日</p>

議事録署名者 議長 百目木 憲一

2番 笹山 勝彦

13番 横道 文男